

## 〈2〉 国際訴訟手続における技術情報の開示 ～外為法等との関係の整理及び実務上の留意点～

TMI 総合法律事務所 弁護士 上野 一英<sup>1</sup>

経済安全保障の観点から、企業において自社の保有する技術情報を保護する体制を構築していくことは重要な課題である。企業の規模や業種によっては、複数国での特許を巡る紛争や、海外の消費者からの集団訴訟など、国際的な訴訟を抱えることも少なくないが、各国の訴訟手続では、原告が被告の保有する文書の開示を求めることができる制度がある。企業としては、国際訴訟の局面においても、技術情報を不必要に外国に開示せず、適切に管理していく体制を構築することが必要である<sup>2</sup>。

本稿では、外国の裁判所から情報の開示を命じられるなどした場合に、(i) 日本の外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」）、その他の法令上、開示は適法となるのか、また、(ii) 開示する場合の留意点が何か、という点について、技術情報の類型ごとに述べる。

### 1. リスト規制対象技術の訴訟上の開示

日本企業が外為法上のリスト規制対象となる技術情報<sup>3</sup>の開示を外国訴訟手続で命じられた場合、当該技術情報を開示できるかが問題となる。

#### (1) 外為法上の例外規定の適用は難しい

外為法では、およそリスト規制対象技術の国外への開示には、原則として経済産業省の許可が必要とされている<sup>4</sup>。

これに対し、外為法が定める限りにおいては許可の例外が認められるが、裁判所の手続そのものを対象とした例外規定はない。適用の余地があるものとしては、いわゆる公知技術特例<sup>5</sup>に限られる。外国裁判所への開示について、経産省は、公知技術特例にも触れつつ、以下のように説明している<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> 本稿の考え方や意見はすべて著者個人のものであり、所属する団体を代表するものではありません。

<sup>2</sup> なお、一部の団体より「訴訟データの証拠開示プロセスにおいて機微情報の国外流出（懸念国等）を防ぐための提言」（2024年6月14日）が公開されている（特定非営利活動法人 デジタル・フォレンジック研究会、同研究会ウェブサイト参照）。また、同様の懸念を認識することの重要性を述べ、日本において企業の対応を裏付ける新たな法規制や指針の策定が必要であるとの意見がある（細川昌彦「〈正論〉深刻な国際訴訟でのデータ流出」産経新聞 2024年7月12日付記事参照）。

<sup>3</sup> 外国為替令・別表の1～15項に該当する技術

<sup>4</sup> 外国為替及び外国貿易法 25条 1項

<sup>5</sup> 貿易関係貿易外取引等に関する省令9条2項9号ホにおける「学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引」

<sup>6</sup> 経済産業省作成に係る安全保障輸出管理 Q&A no.32

Q:外国企業との特許紛争において、外国裁判所に技術情報を提示することが必要となった場合、許可を得ずに提示できるでしょうか。

A:裁判所において公開されることを目的として提供する場合は貿易外省令第9条第2項第9号ホの特例が適用されます。これに対し、例えば裁判上の和解をするために提示し、公開されない場合には、規制される技術が含まれるのであれば「役務取引許可」が必要になります。

ここでは、裁判において公開されることを目的として提供する場合に限り、公知技術特例が適用されると述べられている。それ以外の訴訟手続一般については特段述べられていないが、少なくとも裁判上の和解のように、通常、守秘条項が定められ和解内容が公開されない場合においては、当該特例の適用は認められず、規制対象技術に関して、役務取引許可が必要であると明示されている。

実務においては、企業が自社の営業秘密や技術情報を公開することを望まないため、和解に限らず、裁判で提出する技術情報が公開されないよう、裁判所に保護措置を求めることが一般的な対応だと思われる。そうすると、技術情報の提供においては公知技術特例の利用は現実的ではなく、各国の輸出管理当局から許可を取得する必要があると考えられる。

## (2) 外国裁判所から命じられた場合の板挟みの可能性と実務上の対処

裁判手続において証拠開示が命じられた場合、これに従わないと罰則が科されるか、相手方が立証しようとする事実が真実であるとみなされるといった制裁が加えられる可能性がある。そのため、日本の外為法に基づくリスト規制対象技術について開示命令が出された場合、日本外為法に基づく役務提供許可を取得する義務と、外国裁判所の命令に従う義務との間で板挟みになる可能性がある。このような事態が生じる可能性は、外国の裁判所の証拠開示手続に

において考慮され、板挟みの状況を考慮して開示が却下されるべきと考えられるが、最終的には個別の裁判所の判断に委ねられる。

例えば、米国においては、訴訟当事者は、外国における訴訟のためのディスカバリー制度に基づく開示請求を行うことができる(28 U.S.C. § 1782)。これに対し、開示請求を受けた当事者は、秘密保持命令を求めることが可能であり、具体的には、米国及び外国の特権、免責特権、障壁となる規定(blocking statute)、プライバシー保護法、秘密保持法などを根拠に、非開示又は制限的な開示を求めることができる。これを求めるには「正当な証拠」(authoritative proof)をもって、外国の法律が証拠開示要求に優先する特権を認めたことを主張・立証する必要がある。

このように、米国での訴訟を想定する場合、日本企業は外為法上の義務との板挟みを回避するために、(a)ディスカバリー手続において、日本の外為法及び関連省令が外国への情報開示を認めないことを積極的に主張・立証するか、又は(b)経産省に対して米国での訴訟に関して役務提供許可を求める必要がある。

## 2. リスト規制対象ではない技術に関する開示規制

リスト規制対象外の技術情報に関しても、外国の訴訟手続で開示を求められる可能性がある。この場合、(1)外為法のキャッチオール規制、(2)個人情報保護規制、(3)その他の規制を考慮する必要がある。

### (1) 外為法に基づくキャッチオール規制

リスト規制対象でない技術は、最終用途とユーザーごとに輸出許可の要否が問題となるキャッチオール規制<sup>7</sup>の対象となりうる。訴訟での開示が念頭に置かれている場合には、通常、最終用途において、基本的に大量破壊兵器等の開発、製造、使用又は貯蔵若しくは通常兵器の開発、製造又は使用に用いられるおそれがあることを輸出者が知って提供することはないと考えられる。

<sup>7</sup> 外国為替令別表 16 項

そのため、政府からの通知（インフォーム）<sup>8</sup>がな  
い限りは、日本から技術情報の提供が妨げられるこ  
とは特段想定できない。

## （2）個人情報保護法に基づく第三者提供規制等

「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報  
保護法」）は、個人情報の有用性を考慮しつつ、個人  
の権利や利益を守ることを目的として2005年4月  
に施行された。同法に基づき、個人情報を取り扱う  
事業者は、その利用目的を具体的に特定した上で、  
事前にホームページなどで公表するか、本人に通知  
しなければならない。個人情報を取得後、その利用  
目的を超えて使用する場合、事前に本人の同意を得  
る必要がある。したがって、個人情報保護法に基づ  
けば、外国裁判所に証拠として提出することを含め、  
原則として、予め個人情報の本人の同意がなければ、  
第三者に提供してはならない<sup>9</sup>。そのため、実務上、訴  
訟における個人情報の開示に関しても、第三者提供  
等について可能な限り同意の取得を検討する必要が  
ある。

しかし、訴訟の局面においては、個人情報の本人  
の同意を得ることが困難な場合もありうる。日本の  
裁判所において調査嘱託（民事訴訟法186条）や文  
書送付嘱託（同220条）に応じる場合には、例外的  
に「法令に基づく場合」として本人同意が不要とな  
る（個人情報保護法27条1項1号）。これに対して、  
外国における裁判手続で同様の裁判所の命令等に  
応じることは、「法令に基づく」場合に当たらないと  
の解釈がある<sup>10</sup>。例えば、日本の裁判上個人データが  
含まれる証拠が提出される場合、それが「人の財産  
の保護のために必要であり、かつ本人の同意を得るこ  
とが困難である場合」（個人情報保護法27条1項2

号）に該当すると説明ができる限り、自ら訴訟のた  
めに必要な主張・証拠の提出が適法とされると考  
えられる<sup>11</sup>。外国の裁判所が当該国の法令に基づいて  
命令した場合でも、同様の規定が適用される限り  
において、当該命令に従った開示が適法となりうる  
と考えられる<sup>12</sup>。

この考え方からすれば、個人情報については輸出  
管理で述べた板挟みの状況には必ずしも陥らない  
が、企業としては、開示対象となる情報に応じて、  
同意取得の可否、不可である場合に例外規定を満  
たしうるかどうかが、不必要に広い範囲の開示命  
令となっていないかなどを確認したうえで、外国に  
証拠等を開示することが求められる。

## （3）その他の情報に関する移転制限

2024年5月には「重要経済安保情報の保護及び活  
用に関する法律」が成立した。この法律では、政府  
が保有する情報の中で、政府が指定する「重要経済  
安保情報」について、資格（セキュリティ・クリア  
ランス）を与えられた法人及びその従業員に限り取  
り扱うことができると定められており、民間企業が  
これを漏洩した場合は刑事罰が科されうる<sup>13</sup>。その  
他の情報については、各業法で外部提供が規制され  
る場合がありうるが、日本には（後述する新興国の  
規制との対比で）包括的な越境データ移転制限を定  
めた法律は存在しない。

一方で、新興国においては、国内での事業活動に  
関連するデータを国内で保存することを義務付ける  
「国内保存義務」や、データ処理サーバーを国内に設  
置する「国内設備設置義務」などがある。中国のサイ  
バーセキュリティ法やデータセキュリティ法、ロシア  
のロシア連邦法第152-FZ号（個人データについて

<sup>8</sup> 当該貨物の輸出や技術の提供について、経済産業大臣から、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある又は通常兵器の開発等に用いられるおそれがあるものとして許可申請をすべき旨、文書にて通知されるもの。

<sup>9</sup> 個人情報保護法27条1項。外国への提供については、同28条1項。

<sup>10</sup> 個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」（平成28年11月（令和5年12月一部改正））参照

<sup>11</sup> 国内の裁判所への個人情報提供について、論点を整理したものとしては、板倉陽一郎「研究ノート 個人データが含まれる証拠の裁判所への提供についての考察」（Information Network Law Review Vol. 19 (2020), p.184-195）

<sup>12</sup> あくまでも私見であり、確立した判例・学説等は見当たらない。

<sup>13</sup> 重要経済安保情報の取扱いの業務に従事する者が、その業務により知り得た重要経済安保情報を漏らしたときは、5年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金に処し、又はこれを併科。重要経済安保情報の取扱いの業務に従事しなくなった後においても同様。未遂犯や過失も罰される（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律23条1項、3項、4項）。また、日本国外における漏洩に対しても罰則が適用される（国外犯処罰規定、27条）。